

令和5年厚木市農業委員会7月定例総会議事録

日 時 令和5年7月25日 火曜日 午後1時30分から午後2時25分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 欠 員

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 農地管理係主事 農業政策課長

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告19件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告15件)
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 5 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
- 6 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 7 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について (16件)
- 8 議案第33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。
これより、令和5年厚木市農業委員会7月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、9番の清田徳治委員、10番の大矢和人委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、6月13日から7月10日までに受け付けしたものでございます。
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、6件、8筆、面積は3,356.40平方メートルでございます。
法第5条につきましては、13件、22筆、面積は7,064.49平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、19件、30筆、面積は10,420.89平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、6月13日から7月10日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は12人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は延べ56筆、面積は延べ27,084平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

報告する案件は1件となります。

証明願提出者は、下川入にお住まいのAさんです。

令和4年9月26日、配偶者のBさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、下川入字十七ノ域6筆、登記地目は田、畑及び原野、合計面積は2,987平方メートルの内2,968.30平方メートルの市街化調整区域内の農地です。

本証明願を受け、現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、飯山にお住まいのCさん、対象地は飯山字岩坂1筆、登記地目は畑、面積は152平方メートルです。

当該土地は、昭和56年に転圧・整地後、資材置場及び駐車場として使用を開始し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に資料により確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、海老名市河原口5丁目にお住まいのDさん、対象地は七沢字上谷1筆、登記地目は畑、面積は244平方メートルです。

当該土地は、昭和44年頃から住宅敷地として利用され、その後、建築物及び工作物等は既に撤去されており現在に至っているもので、暦年の航空写真でも確認することができます。

これらの経過を踏まえ、三橋委員に資料により確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

最後に3番でございます。

証明願提出者は、上荻野にお住まいのEさん、対象地は上荻野字上峰1筆、登記地目は畑、面積は63平方メートルです。

当該土地は、昭和60年に隣地所有者の駐車場として利用され、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根委員及び高澤委員に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

全ての案件について、地区担当委員から、農地法に規定する農地及び採草放牧地に該当しないとの御判断をいただいたため、神奈川県が定める、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、それぞれ非農地証明を交付したことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説

明申し上げます。

お諮りする案件は4件となっておりますが、1番及び2番につきましては取下げの申し出がございましたので、3番及び4番の2件となります。

3番でございます。

対象となる農地は、長谷字反町3筆、登記地目は全て田、合計面積は3,892平方メートルでございます。

渡人は長谷にお住まいのFさん、受人は同住所にお住まいのGさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

4番でございます。

対象となる農地は、戸田字鶴田2筆、登記地目はともに畑、合計面積は465平方メートルでございます。

渡人は下津古久にお住まいのHさん、受人は同住所にお住まいのIさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、施設野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び父の3人です。

なお、3番及び4番において、農地法に規定する農作業常時従事要件等の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、下依知字寺前3筆、登記地目は全て田、合計面積は1,195平方メートルです。

受人は横浜市旭区白根町の株式会社J、代表取締役Kさん、渡人は下依知3丁目のLさん外1人です。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に依知南地区市民センターが存する第3種農地です。

受人は横浜市に本社、厚木市金田に中間処理場を置く産業廃棄物の運搬及び処理業を営む法人で、現在、本社以外に駐車場はなく、業務の効率化を図るため今回申請されました。

西側及び南側は道路、北側は水路、東側は田に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、大型トラックを駐車する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側はCB2段積みを新設、西側、北側及び南側は隣接地との高低差を利用し、土砂、雨水及び表流水の流出を防ぎます。

また、敷地内南西側に緑地帯を設け、雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、林三丁目1筆、登記地目は田、面積は267平方メートルです。

受人は藤沢市瀬郷のM、代表取締役Nさん、渡人は林2丁目にお住まいのOさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に睦合西地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は藤沢市で大工工事業を営む法人で、現在及川で借りている資材置場を返却することとなり、今回申請されました。

申請地の北側、東側及び南側は田、西側は道路に接しております。

西側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし足場等の工事資材の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き単管パイプ及び窯業系サイディングを新設し、雨水及び表流水の流出を防ぐ計画となっております。

雨水処理については敷地内浸透処理する計画です。

最後に3番でございます。

対象となる農地は、三田字田居頭1筆、登記地目は田、面積は431平方メートルです。

受人は及川2丁目の株式会社P、代表取締役Qさん、渡人は三田にお住まいのRさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に睦合北地区市民センターが存する2種農地です。

受人は及川二丁目に事業所を置き、神奈川県内で建設業を営む法人で、現在使用している施設はなく、解体した資材の仕分け等を行う施設が必要となり今回申請されました。

申請地の北側及び南側は田、東側は宅地、西側は道路に接しております。

西側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし4台分の駐車場及び建設資材を置く計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、南側は既存コンクリート畦畔に加えて、独立CBブロックにメッシュフェンスを新設し、東側及び北側は、CB2段積み及びメッシュフェンスを新設する計画となっております。

雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画でございます。

3件全てについて、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<鈴木委員>

2番について、申請地と道路に段差があるがスロープを設けるのか。

<農地管理係主事>

全面盛土し、道路との段差はなくす計画となっております。

<鈴木委員>

盛土行為含め、周辺の農地への営農被害はでないか。

<農地管理係主事>

現地確認したところ、水路等についても問題ないと判断しております。

<鈴木委員>

わかりました。

<井上委員>

1番について、雨水処理、入口部分の水路の蓋、申請地までの道路幅に問題はないか。

<農地管理係主事>

雨水の処理能力及び申請地までの道路幅については、まちづくり条例の中で審査されております。また、入口部分の水路の蓋については、事業者が自費施工で新設する計画となっており、問題はないものと判断しております。

<井上委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 6、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程 7、議案第32号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は16番までございますが、1番については、内海委員が関係する事案です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、内海委員の退出を求めます。

[内海委員退室]

<議長>

それでは、日程 7、議案第32号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第32号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

貸人は、下津古久にお住まいのSさん、借人は、下津古久にお住まいのTさんでございます。

対象となる農地は下津古久字横町1筆、地目は田、面積は571平方メートルです。

利用目的は普通野菜、3年間の使用貸借権設定で、更新設定でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第32号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第32号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで、内海委員を入室させてください。

[内海委員入室]

<議長>

それでは、日程 7、議案第32号「農用地利用集積計画の決定」の2番から16番について、事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第32号「農用地利用集積計画の決定」の2番から16番について、御説明申し上げます。

2番から16番までの合計集積面積は、21,963平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が38件、88筆、54,173平方メートル、賃借権が4件、4筆、7,964平方メートルです。

地目別では、田が6筆、4,447平方メートル、畑が22筆、17,516平方メートルです。

利用目的別では、水稻が4件、普通畑が11件、施設園芸が1件です。

契約期間別では、3年間が13件、9年間が2件、新規設定は6件、更新設定は9件でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第32号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から16番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第32号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から16番について、原案のとおり決定されました。

次に、日程 8、議案第33号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第33号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見」について、御説明申し上げます。

現行の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」のについては、平成 7 年 2 月 28 日に策定、平成26年 9 月 30 日に最終変更をされておりますが、この「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、厚木市長から農業経営基盤促進法第 6 条の規定に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。

以上でございます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第33号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第33号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 5 年厚木市農業委員会 7 月定例総会を閉会いたします。

令和 5 年 7 月 25 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
